

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会
指定居宅介護・指定重度訪問介護
西海市社協障がい者ヘルパーセンターおおせと事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人西海市社会福祉協議会が開設する西海市社協障がい者ヘルパーセンターおおせと事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

2 指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に指定居宅介護等（指定居宅介護、指定重度訪問介護をいう。以下同じ。）を提供するものとする。

2 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第3条 社会福祉法人西海市社会福祉協議会は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 西海市社協障がい者ヘルパーセンターおおせと

(2) 所在地 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 920 番地 12

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名（常勤職員）

サービス提供責任者は、居宅介護等の計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申込み

に係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 18名（常勤職員 3名、非常勤職員 15名）

従業者は、居宅介護等の計画に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日 日曜日から土曜日までとする。

(4) サービス提供時間 午前6時から午後11時までとする。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護等を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 障害児

(4) 精神障害者

(指定居宅介護等の内容)

第8条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護等の計画の作成

(2) 身体介護

(3) 家事援助

(4) 重度訪問介護

(5) その他必要な介護、相談及び助言

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定居宅介護等を提供した際には、市町が定める負担上限額の範囲において利用者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から障害者自立支援法第29条第3項に規定する介護給付費の額の支払を受けるものとする。

3 第1項及び第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、利用者に対し交付するものとする。

4 事業者は、厚生労働大臣が定める社会福祉法人等による利用者負担額減額制度に基づき、第1項に定める利用者負担額を減額することができるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、西海市西彼町、西海市西海町並びに西海市大瀬戸町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(苦情解決)

第12条 提供した指定居宅介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、事業所ごとに苦情受付担当者及び苦情解決責任者を設置するほか、社会福祉法人西海市社会福祉協議会の事業全体を担当する第三者委員を設置する。

2 事業所は、提供した指定居宅介護等に関し、法の定めるところにより、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに市町から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、職員の勤務体制についても整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 職員は、その業務上知りえた利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者が、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定居宅介護等事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人西海市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は平成18年10月3日に改正し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規程は平成19年3月28日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年2月13日に改正し、平成20年2月18日から適用する。

附 則

この規程は平成20年3月27日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年5月27日に改正し、平成21年4月1日から適用する。